

議案第70号

特別区道の路線の認定について

上記の議案を提出する。

平成28年9月14日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

密集住宅市街地整備促進事業により新設される道路及び足立区との協議に基づく葛飾区と足立区の行政境に位置する両区にまたがる道路について、特別区道の路線として認定する必要があるため、本案を提出いたします。

特別区道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、特別区道の路線を次のように認定する。

記

路線名	起 終	点 点	幅員、延長等
葛1067号	葛飾区四つ木二丁目89番1の一部から 葛飾区四つ木二丁目95番3の一部まで		別紙図面表示 のとおり
葛1068号	葛飾区四つ木二丁目75番1の一部から 葛飾区四つ木二丁目74番の一部まで		別紙図面表示 のとおり
葛1069号	葛飾区小菅四丁目25番2から 足立区綾瀬二丁目49番1の一部まで		別紙図面表示 のとおり

葛飾区特別区道路線認定 略図

(四つ木二丁目地内)

—— 特別区道路線

—— 国道路線

■ 新たに認定する特別区道路線 (葛1067号)

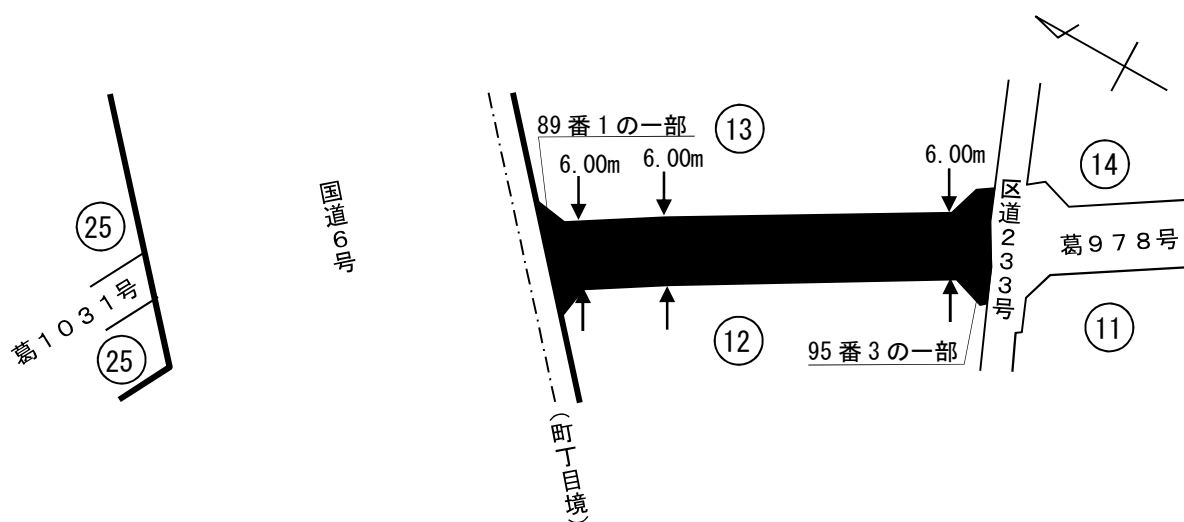
幅 員 6.00メートル

延 長 38.97メートル

面 積 247.69平方メートル

四つ木四丁目

四つ木二丁目



葛飾区特別区道路線認定 略図

(四つ木二丁目地内)

—— 特別区道路線

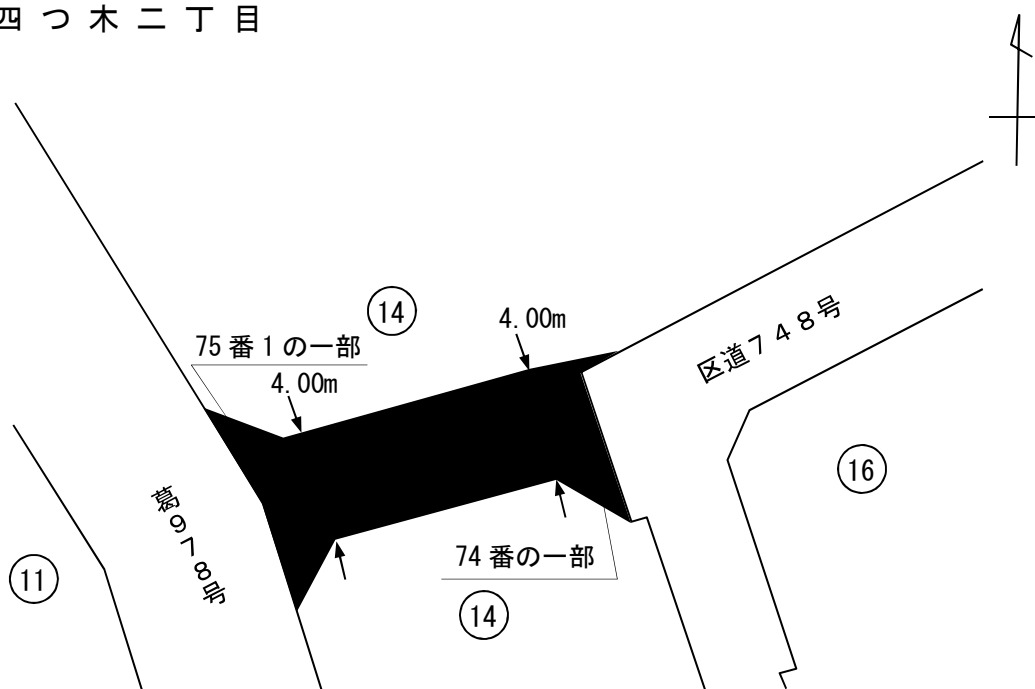
■ 新たに認定する特別区道路線 (葛1068号)

幅 員 4.00メートル

延 長 12.19メートル

面 積 55.71平方メートル

四つ木二丁目



葛飾区特別区道路線認定 略図

(小菅四丁目から足立区綾瀬二丁目地内)

—— 特別区道路線

- - - 水路

- · - · 行政境

▨ 新たに認定する特別区道路線 (葛1069号)

幅 員 2.00メートル～2.50メートル

延 長 130.11メートル

面 積 324.02平方メートル

(葛飾区側 273.96平方メートル)

(足立区側 50.06平方メートル)

